

## 利用者一部負担金の適切な受領について

利用料等の受領については、市条例において、利用者から利用料の一部として、各介護サービス費用基準額(10割)から事業者を支払われる各介護サービス費の額(通常9割)を控除して得た額(通常1割)の支払いを受けるものと定めています。

また、国が示している各サービスの基準解釈通知(通知詳細参照)において、次のとおり示されています。

利用者からの支払いを受けず、介護サービス費の額(通常9割)を受けるとは不適切な取り扱いとなりますので、あらためてご認識ください。

### 基準解釈通知(抜粋)

(略)ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

イ 指定居宅サービス※の提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき

(以下略)

※地域密着型サービス及び施設サービスにおいても、同様の取り扱いとなります。

### 【通知詳細】

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(平成11年9月17日 老企第25号)
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日 老計発0331004・老振発0331004・老老発0331017)
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成12年3月17日 老企第43号)
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について  
(平成12年3月17日 老企第44号)
- ・健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成12年3月17日 老企第45号)